

よこはま型若者自立塾の運営者の選定に関する要綱

制 定 平成 20 年 5 月 13 日こ青育第 67 号（こども青少年局長決裁）
最近改正 令和 4 年 9 月 2 日こ青育第 564 号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、よこはま型若者自立塾事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、よこはま型若者自立塾事業を運営する法人（以下「運営法人」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

（運営法人）

第 3 条 運営法人は、法人格を有する団体とする。

（運営法人の選定）

第 4 条 市長は、原則として運営法人を公募し、応募した者の中から、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは運営法人の選定を公募によらず行うことができる。ただし、この場合においても、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行わなければならない。

（運営法人の応募資格）

第 5 条 運営法人の応募資格については、次の各号すべてに該当する法人とする。

- （1）原則として、青少年の自立及び社会参加に向けた支援及びそれに類する活動を概ね 2 年以上実施していること
- （2）代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- （3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと
- （4）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと
- （5）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- （6）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと
- （7）労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続を行っていること
- （8）会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中でないこと
- （9）2 年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- （10）本事業の実施にあたり、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や、経営基盤等が確保されていること

(運営法人の選定基準)

第6条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 横浜市青少年相談センター、地域ユースプラザ及び地域若者サポートステーションなどの相談支援機関や、地域で活動しているNPO法人等とネットワークを構築し、より効果的な若者の自立に関する支援が可能であると認められる法人であること
- (2) よこはま型若者自立塾事業の趣旨について理解し、実施要綱及び本市が定める募集要項に沿った適切な事業提案を行い、かつその提案に基づいた運営が可能であると認められる法人であること
- (3) 若者の自立に関する支援への取組において良好な事業実績を有し、今後も安定した経営が見込まれる法人であること
- (4) 今後、本市において若者の自立支援等を目的とした事業を実施する際、連携・協力のできる法人であること

(運営法人の選定にかかる検討会の設置)

第7条 市長は、運営法人を選定するにあたっては、外部の意見等を聞くため、横浜市青少年自立支援事業運営法人の選定にかかる検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

(運営法人選定評価委員会)

第8条 市長が運営法人の選定を行うにあたっては、よこはま型若者自立塾運営法人選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置することができる。評価委員会は、検討会の各委員の意見を参考に、法人の評価を行い、市長に評価内容を報告するものとする。

- 2 評価委員会の組織及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。

(運営法人応募申請書類等)

第9条 運営法人の応募申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請書
- (2) 申請者の概要・財務状況等に関する書類
- (3) 事業運営に関する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定・決定及び公表)

第10条 市長は、申請のあった法人について、検討会の意見を参考に、運営法人を選定することとする。

- 2 市長は、選定結果について、申請者に対して文書で通知するとともに、その結果を公表するものとする。

(選定の効力)

第11条 運営法人選定の効力は、運営を開始してから3年目の会計年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、その範囲内において、選定の期間を別に定めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、運営法人が次の各号のいずれかに該当し、運営法人として適当でないと認めるときは、市長は運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることができる。
 - (1) 事業運営にあたって、市との連携及び協力の姿勢がないとき
 - (2) 正当な理由なく、本市の指示に従わないとき
 - (3) 補助金の不正受給があったとき

- (4) 事業実施中に利用者及び保護者等の信用を著しく失墜したとき
- (5) 事業の実施上、市と運営法人とが締結する協定に反する行為があり、そのことにより事業を継続することが困難なとき
- (6) その他運営法人として適当でないと市長が認めるとき

(届出事項)

第12条 運営法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届けなくてはならない。

- (1) 住所又は名称を変更したとき
- (2) 代表者を変更したとき
- (3) 役員構成に変更があったとき

(情報公開等)

第13条 第9条の規定により提出された申請内容については、その概要を公表することができるものとする。

- 2 選考された申請については、その概要及び提案した団体の名称、選考結果等について公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

平成20年5月13日より施行する。

附 則

平成24年11月15日より施行する。

附 則

平成29年9月15日より施行する。

附 則

令和4年9月2日より施行する。